

4. 観光立国・地域活性化戦略	通訳案内士制度の見直し
規制の現状	<p>報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする「通訳案内士」になるには、観光庁長官が実施する「通訳案内士試験」に合格して都道府県に氏名、住所等を登録する必要がある。この手続きを踏まずに上記の業務を行うことは違法であり、通訳案内士法により罰せられることとなっている(50万円以下の罰金)。</p>
規制の根拠法令	通訳案内士法
要望内容	<p>通訳案内士の資格を難易度別に階層化したり、分野別に専門化したりするなど、取得しやすく、かつ観光客のニーズに応えられるようなものとする必要がある。また、通訳案内士は大都市圏に集中しており、地方で特に不足していることから地域限定通訳案内士(2008年度現在、北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県の6道県で実施)も増やすべきである。その際、観光圏や広域観光ルートに対応すべく、都道府県の枠を越えて案内できるような資格の創設も検討すべきである。</p>
要望理由	<p>海外からの旅行者に、正しい日本を理解してもらうために、国や自治体は資格制度を設けているものの、資格取得には高度な知識が要求され、実際には通訳案内士が適切に活用されず、ツアーの添乗員が無資格でガイドを行うことが横行している。こうした無資格ガイドの横行は訪日旅行の質を低下させ、リピーターの増加を妨げる。</p> <p>観光庁は2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を打ち出しているが、着実に目標を達成するためには、訪れる外国人に日本の歴史、地理、文化等を正しく伝えるために通訳案内士の活用を図るべきである。通訳案内士制度のあり方を見直し、有資格者を増加させることで、訪日旅行の質を向上させることが期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	観光庁

4. 観光立国・地域活性化戦略	都市再生特別措置法の延長
規制の現状	都市再生特別措置法は2012年3月で法律の見直し期限を迎える。
根拠法令等	都市再生特別措置法
要望内容	都市再生特別措置法を早期に恒久化すべきである。
要望理由	<p>都市再生特別措置法は、都市計画の特例や金融支援等の措置を通じて、民間主導による都市開発プロジェクトの推進に高い効果を発揮しており、民間事業者からも高い評価を受けている。今後も民間の資金やノウハウを活用しつつ、都市の再生を進める上で、都市再生特別措置法の恒久化が必要である。</p> <p>都市再生特別措置法の延長、恒久化にあたっては、大規模プロジェクトの場合、関係者の調整や事業スキームの構築に相応の期間を要する例も多く、認定申請の準備が整うまでに申請期限が切れるリスクを抱えてプロジェクトを推進するのは困難である。行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)では、「民間都市再生事業計画の認定の申請期限を今後さらに延長することについて、今後の社会経済情勢や都市における市街地整備の状況等を踏まえ、検討する」とされているところであるが、可及的速やかに検討を開始し、結論を得て適切な措置を講じていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房地域活性化統合事務局 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課

4. 観光立国・地域活性化戦略	地下鉄等軌道上に設定された区分地上権の扱いの見直し
規制の現状	地下鉄等の軌道に設定された区分地上権を含む市街地再開発事業は都市再開発法上、原則型や地上権非設定型の権利変換計画が作成できない。
規制の根拠法令	都市再開発法第75条第1項 都市再開発法第87条第1項 都市再開発法第109条の2 都市再開発法第110条
要望内容	<p>地下鉄の軌道に設定された区分地上権を含む市街地再開発事業について、原則型や地上権非設定型の権利変換計画が作成できるようにすべきである。</p> <p>例えば、地下鉄等の鉄道施設は公共性の高い都市施設であることから、都市再開発法においても公共施設あるいはこれに準じる施設として位置付け、都市再開発法第7条の12に基づく公共施設管理者同意あるいはこれに準じた対象とすることにより、同法第109条の2の規定あるいはこれに準じた適用をすべきである。</p>
要望理由	<p>地下鉄軌道が入っている区域での再開発は、都市再開発法第110条における全員同意型でなくては再開発ができない状況であるが、全員同意型を前提とすると、スケジュールの見通しが立ちにくいことから円滑な事業進捗が困難となる。</p> <p>鉄道整備が進んだ首都圏においては、上記のような問題を抱えた再開発地区が多々見受けられる。鉄道施設は不特定多数の者が利用する公の交通機関であり、公共に貢献する施設が地区内にあることによって、事業進捗に支障をきたすという状況を解消するために権利変換の特例等の法整備が望まれる。</p> <p>なお、あじさい月間の回答では、「制度の見直しの要否の検討にあたっては、鉄道事業者サイドの意見も十分に考慮する必要があると考えている」とされており、早急に鉄道事業者サイドの意見聴取の実施を含め見直しの検討を開始していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省都市地域整備局

4. 観光立国・地域活性化戦略	立体道路制度の対象の拡充
規制の現状	1989年に創設された立体道路制度の適用は、新設道路、自動車専用道路に限られている。
規制の根拠法令	道路法第32条 建築基準法第44条 都市計画法12の11
要望内容	立体道路制度の適用範囲を一般道、既存道路にまで拡充すべきである。
要望理由	<p>震災復興、戦災復興等の区画整理事業を行った地域や、土地が細分化された地域において、街区の再編を伴う再開発事業を行なう場合、地区内の道路の廃止が困難な場合が想定される。既存の道路を存置したまま、道路と建築物が地下部分、地上部分で重層的に整備できる制度が必要である。都市計画上の担保を条件にするなど、既存道路、一般道にまで適用を拡充すべきと考える。</p> <p>国土交通省は、一般道路における道路空間と建築物の立体的利用について、「規制改革推進のための3か年計画」に沿って、検討を行い、平成21年度中に結論を得ることとしているが、本要望に沿った措置がなされることを期待する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省道路局、都市地域整備局、住宅局

4. 観光立国・地域活性化戦略	住宅付置義務制度・開発協力金負担等の見直し
規制の現状	東京都千代田区(住宅付置・開発協力金)、中央区(開発協力金)、港区(住宅付置)、江東区(開発協力金)等の指導要綱により、大規模建築物を建築する際には、土地面積・建築物の規模に応じて、一定割合の住宅付置または開発協力金の拠出が求められる。
根拠法令等	千代田区住宅付置制度要綱・千代田区開発協力金制度要綱 中央区市街地開発事業指導要綱 港区開発事業に係る定住促進指導要綱 江東区マンション等の建設に関する指導要綱 台東区大規模建築物指導要綱 品川区大規模建築物の住宅付置に関する指導要綱 等
要望内容	<p>都心の区単位で行われている大規模建築物への住宅付置義務・開発協力金制度を廃止すべきであり、国においても各地方自治体に対する指導の徹底を図るべきである。</p> <p>なお、あじさい月間の回答で国土交通省は、「「宅地開発等指導要綱の適正な見直しについて」(平成15年3月4日総行地第22号国総民第42号国住街第137号)において、指導要綱の条例化や一定期間ごとの目的・意義の見直しの実施に留意しつつ、適正な見直しが図られるよう要請しているところであり、要請の考え方については現在も変更がないことから、引き続き本通知の内容について周知に努めて参りたい」としているが、同通知は「今般、総務省及び国土交通省で全国の指導要綱の実態に関する調査を実施したところ、その集計結果によると、多くの地方公共団体において指導要綱見直しに向けての取組が行われているものの、一部において依然として行き過ぎた内容の指導要綱も見られます」との事実認識に基づくものである。同通知の発出以降、既に7年近くが経過していることもあり、改めて各地方自治体における運用の実態を調査したうえで、上記6区も含め必要な見直しを指導すべきである。</p>
要望理由	<p>地価下落局面の到来を契機として、都心部においても集合住宅の供給が活発化し、人口の都心回帰が見られるようになった今日においては、都心人口の空洞化を阻止するという、住宅付置義務制度の意義は薄れている。</p> <p>他方で、最近、都心地区への居住人口急増により、インフラ整備が追いつかないという理由で、開発負担金を求めるケースが目立つ。</p> <p>そもそも、同一建築物内に住宅と非住宅が混在することは、施設配置上、非効率で、建築コストもかさむ。また、住宅付置の代替として拠出された開発協力金も、同一区内に住宅適地がない等の理由により、有効に活用されないのが現状である。</p> <p>都心部における住宅供給の促進は、総合設計制度(市街地住宅総合設計、都心居住型等)の活用・推進により、住宅付置義務制度以上の効果が期待される。都心居住の推進の観点からは、区毎ではなく、都心区一体となった住宅政策を講じるべきである。</p> <p>本要望の実現により、都心部において事業性の高い効率的な建築物の計画が可能となり、不動産の有効活用、不動産の流動化も促進される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局、国土交通省住宅局住宅総合整備課、千代田区、中央区、港区、江東区、台東区、品川区

4. 観光立国・地域活性化戦略	PFIの拡大に向けた制度改善
規制の現状	PFIをめぐるのは、要求水準の曖昧さ、選定基準の不透明性、業務要求水準に見合わない価格設定、民間への不適切なリスク移転、官民間の契約をめぐる解釈の相違、支援体制の不備など数多くの問題がある。
根拠法令等	<p>会計法 地方自治法 予算決算及び会計令 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 PFI関連のガイドライン</p>
要望内容	<p>PFIを、利用者・発注者・事業者にとって魅力あるスキームとすべきである。特に、①～④について、実現に向けた検討を急ぐべきである。</p> <p>①PFI関係法令の改正による多段階選抜・競争的対話方式の本格的導入 ②発注者と事業者の対話を通じた「予定価格」の柔軟な運用 ③「債務負担行為」の柔軟な変更 ④PFI事業者選定手続の透明性の確保・向上</p> <p>また、下記⑤～⑦については、内閣府PFI推進委員会が策定した「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(2009年4月3日)、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」(2009年4月3日)において改善措置が示されたところであるが、各PFI事業において着実に実行されるよう、関係省庁、地方自治体に徹底すべきである。</p> <p>⑤要求水準の明確化・定量化 ⑥発注者・事業者間の適正なリスク分担 ⑦落札後の契約の見直しに関する柔軟な対応</p>
要望理由	<p>PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設の建設、運営などを民間事業者に委ねることで、民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするものである。PFIを活用すれば、限られた予算を効率的に活用しつつ、行政サービス需要を満たし、雇用の維持を図ることができる。まさに新政権の目指す「新しい公共」の一つの柱となるものである。</p> <p>一方、PFI法から入札方法、契約の形態に至るまで、わが国のPFI法制度は、上意下達のかつ硬直的な従来の公共事業の発想、枠組みが根底にある。これでは、「国や地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の技術、経営資源、創意工夫等を十分に発揮する」というPFIの目指す理念を達成することは困難である。PFIのさらなる活用を図るためには、民間ビジネスの実態を考慮しつつ、従来の公共事業的な考え方から脱却し、PFI本来の趣旨に即した制度を再構築する必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣府民間資金等活用事業推進室

4. 観光立国・地域活性化戦略	改正農地法の適正運用
規制の現状	<p>2009年12月に施行された改正農地法により、リース方式による農業参入の区域制限が廃止された。ただし、改正農地法は、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可できないとの要件(地域調和要件)を新たに定め、農林水産省が定めた農地法処理基準では、不許可相当と判断すべき事例として、「すでに集落営農や経営体へ農地が面的にまとまったかたちで利用されて利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得」などを示している。</p>
規制の根拠法令	農地法第3条第2項第7号、農地法処理基準
要望内容	<p>市町村の農業委員会においてリース方式による農業参入を審査する際には、行政手続法に規定する内容(申請に対する審査・応答、拒否処分の際の理由提示、審査の進行状況や処分の時期の見通し等の情報提供等)が適切に行われるなど、手続きの公正・透明性が確保されるよう、改正農地法の趣旨・概要とともに、現場レベルへの周知徹底を図られたい。</p>
要望理由	<p>農地は地域の重要な産業であり、国民への食料供給という重要な役割を担っているわが国農業の限りある経営・生産資源である。その農地を確保し有効利用を図る改正農地法の趣旨を実現していくためには、農地の権利移動等に関する行政手続きを担う市町村の農業委員会の手続きの公正・透明性が今後ますます重要となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

4. 観光立国・地域活性化戦略	健康や栄養に関する食品表示の制度の見直し
規制の現状	現在の薬事法の規制では、保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)を除く一般の健康食品には、ヒトの構造・機能への影響等の効能効果を謳うことは禁止されている。
規制の根拠法令	薬事法、健康増進法(第26条、31条)
要望内容	<p>食品の健康や栄養に関する表示については、FAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関であるコーデックス委員会の食品表示を巡る議論や科学的な研究等の最新の動向を踏まえつつ、また、各地域における産業活性化の取り組みの推進の視点も踏まえて、特定保健用食品制度や栄養機能食品の表示に関する規格基準はじめ制度の見直しを不断に行っていただきたい。</p> <p>なお、独立行政法人 国立健康・栄養研究所のウェブサイトでは、中立的な立場から最新の研究データ等を紹介する「『健康食品』の安全性・有効性情報」が公開されている。こうした情報は、消費者が適切に商品を選択するために非常に有効であることから、すべての商用利用を禁ずるのではなく、国立健康・栄養研究所が個別の食品の効果・効能を保証するものではないことを明記する等一定の制約を課した上で、商品や商品広告におけるアドレスの掲載やリンクを認めることを検討いただきたい。</p>
要望理由	<p>国民1人1人が健やかで心豊かな生活を送るためには、バランスのとれた食生活を送ることが重要となっている。「健康食品」を含め多種多様な食品が流通する今日では、消費者がその食品の特性を十分理解し、自分の食生活の状況に応じた食品を選択することができるよう、適切な表示・広告及び情報提供が行われることが不可欠である。一方、消費者の健康志向に適切に応え、付加価値の高い食品を提供していくことは、わが国の農水産業、食品関連産業、健康関連産業の競争力強化にとっても非常に重要である。</p> <p>こうした中、地域が農産物等を利用した健康食品の開発・普及に取り組む例が見られるが、特定保健用食品の審査申請には、ヒト試験による保健機能性と摂取目安量・安全性等の検証と資料作成のコストを含め、億単位の費用が必要と言われており、2005年の制度の見直しで条件付き特定保健用食品などが導入されたものの、依然農業者や中小企業には利用しにくいものとなっている。また、保健機能食品については、2005年の改正以降、栄養成分や表示の内容についての実質的な見直しが行われていない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消費者庁

<p>4. 観光立国・地域活性化戦略</p>	<p>住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住宅瑕疵担保履行法の供託金制度において、大数法則により販売・請負戸数が多いほど戸当たりの供託基準額が下がっているが、以下の場合、規模のメリットが働かない。 ①同一事業者が建設業・宅建業を兼業している場合、注文住宅と分譲住宅の戸数を合算できない。 ②販売代理店方式を採用している場合、各販売店の販売戸数を合算できない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p>
<p>要望内容</p>	<p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負住宅と分譲住宅の請負・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること、メーカーが企画・生産した構造部材を代理店が採用していること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合は、メーカー傘下の代理店の販売・請負戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>上記のとおり変更することにより、相対的に高すぎる供託金負担が住宅の価格に転嫁され、結果として消費者負担が増える事態を回避できる。また、建設業と宅建業を兼業するか否か、販売代理店方式を採用するか否かによる不公平が解消し、公正な競争を維持できる。上記のとおり変更しても、法律の目的である消費者保護の実効性は確保できる。 本件については、「規制改革推進のための三か年計画(再改定)」(2009年3月31日)において、「過度な供託金負担等により消費者負担が増加しないよう、建設業と宅地建物取引業を兼営している事業者の供託金計算方法について、それぞれの事業毎の戸数を通算して供託金を拠出できるよう法改正を含めて所要の措置を講じる。また、一定の保証のもと販売代理店方式を採用している事業者の供託金計算方法についても、住宅品質確保法に基づく瑕疵担保内容を記載した保証書に住宅メーカーが記名押印し代理店と連帯して瑕疵担保責任を果たすことを顧客に明示している、住宅メーカーが企画、生産した構造部材を代理店が採用している、といった要件を満たした場合について、代理店分を合算した戸数で供託金を拠出できるよう早期に結論を得る」とされている。については、早急に作業を進め、極力早期に結論を得ることとし、遅くとも「平成22年度」中に措置すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局住宅生産課</p>

<p>4. 観光立国・地域活性化戦略</p>	<p>住宅瑕疵担保履行法上の保留床に対する供託金等の取り扱いの改善</p>
<p>規制の現状</p>	<p>分譲住宅が主用途となる組合施行型の第一種市街地再開発事業において、権利変換により権利床を取得する権利床住戸と、保留床としてデベロッパー等が取得し第三者に分譲する住戸に分かれるケースが多い。その際、住宅瑕疵担保履行確保法に基づく供託金等の算定において、再開発組合から工事を請け負った建設会社は、権利床・保留床の戸数を合算した戸数をもとに供託金等の算定を行うよう指導がなされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p>
<p>要望内容</p>	<p>組合施行型の再開発における上記供託金の算定において、施設建築物竣工までの間に、瑕疵担保請求権が発注者である再開発組合から、権利床取得者および保留床取得者に移行する旨の約定がなされている場合、住宅瑕疵担保履行確保法に基づく供託金の算定に際しては、保留床が宅建業者であるデベロッパーを通じて第三者に分譲されるという前提で、権利床相当住戸数をもとに算定することとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>通常の組合施行型の市街地再開発事業では、建物竣工後1年程度で発注者である再開発組合が解散することとなるため、施工者に対する瑕疵担保請求権は、それぞれの権利を原始取得する権利床取得者もしくは保留床取得者に譲渡することとし、その旨を覚書等で約している事例が多い。</p> <p>このような場合においては、デベロッパーが取得し第三者に分譲する住戸部分に関しては、デベロッパーが売主として供託金もしくは保険をかけることになり、建設会社が保留床相当として供託する部分について、二重に供託等の措置をとることになり、合理性を欠く。</p> <p>なお、あじさい月間の際の回答では、「新築住宅の請負契約を締結する建設会社は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条に基づき、発注者に対し10年間の瑕疵担保責任を負担する。また、売買契約を締結するデベロッパーは、同法第95条に基づき、買主に対し10年間の瑕疵担保責任を負担する。これらの瑕疵担保責任は、各々の契約に基づき生ずる別個のものであり、各引渡戸数実績に対応して資力確保措置を講ずるべきである」とされているが、住宅瑕疵担保履行法では、発注者や買主が宅建業者の場合は資力確保の義務付けの対象外とされていることから、宅建業者であるデベロッパーが瑕疵担保請求権を取得することが約定されている保留床分については、供託金の算定対象住戸から外すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局住宅生産課</p>

4. 観光立国・地域活性化戦略	住宅の建設に係る諸手続の提出書類の共用化
規制の現状	住宅建設の際、従来の建築確認と性能表示の申請業務に加え、2009年から長期優良住宅普及促進法、住宅瑕疵担保責任履行法が施行されたのに伴い、これらに基づく申請業務が発生している。これらの申請手続に当たっては、重複する書類が多いにもかかわらず、それぞれの手続毎に一部ずつ提出を求められ、現場検査等の検査・審査を行っている。
根拠法令等	建築基準法施行規則第1条の3 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律施行規則第28条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
要望内容	<p>一戸の住宅に関して、建築確認、性能表示、長期優良住宅、瑕疵担保保険の申請を、同一の機関に同時申請する場合、申請書以外の配置図、平面図、立面図などの共通図書は共用できるとし提出は一部のみとするともに、現場検査などの重複する検査・審査は同時に行うこととすべきである。</p> <p>また、建築確認、性能表示の申請では、第三者機関の認定・認証を取得している場合は認証特例として矩計図、床伏図の提出が免除されるが、長期優良住宅、瑕疵担保保険についても同様の措置を講じるべきである。</p>
要望理由	<p>類似の確認内容であるにもかかわらず法令が異なるため、それぞれの申請ごとに図書の提出と現場検査を行うのは、合理的でない。一戸の住宅に対し、千枚程度の書類が必要となり、また個々に検査や審査を実施するため、顧客への引渡しが遅れる。</p> <p>さらに新しい制度が増えるたびに顧客や事業者の負担が増えていく一方では、任意制度である住宅性能表示制度の活用や、長期優良住宅認定の取得等を断念せざるを得ない状況が出てくる可能性があり、長期的に法の目的を達することができず、消費者が不利益を被る可能性がある。また事業者にとっても、負担の増大は経済活動に大きな支障をきたすことになるため、手続の合理化が必要である。</p> <p>行政刷新会議「ハトミミ.com」国民の声の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日)では、「住宅瑕疵担保責任保険申込み窓口が登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関を兼ねている場合には重複している図書については提出を省略することができる旨、ホームページで周知する」とされており、該当する全ての窓口において同一の図書での申込受付や同時の現場検査を行うよう、周知徹底を図る必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省住宅局建築指導課、住宅生産課

4. 観光立国・地域活性化戦略	建築確認申請・審査手続の円滑化
規制の現状	2007年6月の改正建築基準法の施行に伴い、建築確認審査手続に構造計算適合性判定が導入された結果、従来1ヶ月程度であった審査期間が最低2～3ヶ月、場合によっては6ヶ月を超えている。構造計算適合性判定機関の数の不足(1つしかない都道府県もある)も、審査の滞りの一因となっている。
根拠法令等	建築基準法第6条
要望内容	建築確認申請・審査制度の合理化を図り、審査期間を短縮すべきである。そのため、国は、各都道府県に対して、都道府県内の適合性判定に係る体制の増強、構造計算適合性判定機関の拡充、都道府県以外の特定行政庁の構造計算適合性判定機関への指定など、審査件数に見合う形で適合性判定の体制を早期に拡充するよう、指導すべきである。
要望理由	<p>市場における製品サイクルの短縮や製品コストの低下など、営業利益の確保が厳しい状況の下で、企業運営・安定雇用を維持するためには、企業の競争力を強化し、経営のスピード化を図ることが不可欠となっている。</p> <p>しかし、改正建築基準法施行以降、確認申請・審査期間の長期化が、企業の事業運営におけるスピーディーな対応を阻害し、機会損失をもたらしている。また、法制度の整備・運用が不十分な状況で法改正が施行されたことにより、審査機関の許認可申請業務が停滞しているばかりでなく、設計者に改正内容が周知徹底されておらず、設計・申請・審査業務の混乱を招いている。</p> <p>なお、あじさい月間の回答では、「国土交通省においては、新たな構造計算適合性判定機関の指定について検討するよう、すでに助言しており、本助言に基づく取組みを促しているところ」「昨年末には、すべての都道府県及び構造計算適合性判定機関に対して国土交通省から直接、迅速かつ的確な判定業務の実施を図るよう、個別に指導しているところ」とされている。これらの取組み姿勢は評価するところであるが、なお複数県では判定機関が1つしかなく都道府県以外の特定行政庁を構造計算適合性判定機関に指定するなど、引き続き指導を行うべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省住宅局建築指導課

4. 観光立国・地域活性化戦略	型式適合認定・製造者認証の基準の緩和
規制の現状	型式適合認定および製造者認証を受けた建築物に、型式適合認定および製造者認証、大臣認定等を受けた住宅設備・建築材料(内装仕上材、設備機器等)が用いられる場合、当該住宅設備・建築材料の設計変更により認定・認証番号が変わると、建築物の認定・認証を取り直さなければならず、その手続きに半年から1年程度かかる。
根拠法令等	建築基準法第68条の10、11
要望内容	<p>型式適合認定および製造者認証を受けた建築物に用いられる住宅設備・建築材料の設計変更が、建築物の構造安全性に影響しない場合は「軽微な変更」とし、建築物の認定・認証を簡易な手続きで取り直すことができるようにすべきである。</p> <p>特に、内装仕上材、設備機器のように、事前に大臣認定及び個別評定を得ている軽微な部材や、防火・空気質対策のように、建築基準法で仕様規定が定められている建材を型式適合認定に追加する場合は簡便な対応をすべきである。</p>
要望理由	<p>個々に認定・認証を受け性能が確認された住宅設備・建築材料に変更する場合も新規申請扱いとされるため、認定申請費用、資料作成費用等がかさむ。また手続きに半年から1年程度かかる。</p> <p>認定・認証の審査に期間を要するため、モデルサイクルの短い住宅設備・建築材料については、認定取得後の運用開始時期には、既に旧製品になっているケースがある。軽微な変更の柔軟な取り扱いが認められれば、改良されたより性能・品質の高い製品を迅速に顧客に提供することが可能になる。</p> <p>なお、あじさい月間の回答では「変更に係る部分が内装仕上げに係る建築材料であっても、その変更によって、法第28条の2第3号のシックハウス規制に係る規定や、法第35条の2の内装制限に係る規定等への適法性が失われる可能性があるため、簡便な審査で問題がないとの指摘は当たらないと考える」とのことであるが、当要望はご指摘のような変更に係る部分(内装仕上げに係る建築材料)と関連する規定(法第28条の2第3号のシックハウス規制、法第35条の2の内装制限に係る規定等)に着目した簡便な対応を求めているものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省住宅局建築指導課

4. 観光立国・地域活性化戦略	容積率緩和に係る地階の住宅用途の規制緩和
規制の現状	建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの「住宅の用途に供する部分」の床面積は算入しないものとされている。
規制の根拠法令	建築基準法第52条第3項
要望内容	<p>マンション居住者用のアスレチッククラブや居住者用倉庫など住宅と密接不可分の関係にある附属施設については、地下部分に関して容積不算入とする対象にすべきである。</p> <p>国土交通省は、「これらの施設が住居居住者に専用的に使用されるものであることが、その構造、設備等から明らかである場合は、『住宅の用途に供する部分』に該当するものと考えられる」としているが、どのような構造、設備等であれば「住宅の用途に供する部分」とみなされるのか具体的な適用要件をお示しいただきたい。</p>
要望理由	<p>わが国の住宅事情は改善されつつあり、社会経済状況の変化もあって住宅入居者の生活レベルが多様化してきている。生活の質を高める意味で、マンション居住者用のアスレチッククラブ、居住者用倉庫等の施設が併設されることも少なくない。これらの施設は道路を含む都市施設に与える負荷のないものであり、容積率の算入対象外とすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省住宅局建築指導課